

# 日常生活の悩みやトラブルに 市民生活相談

弁護士や司法書士などが応対

市は、市民の皆さんの日常生活上のさまざまな悩みやトラブルを解決するため、弁護士や司法書士などの専門家による「市民生活相談」を市役所本庁舎1階の市民相談課で実施しています。お気軽に相談ください。

### ◎市民生活相談の内容

種別	内容	曜日・時間
法律相談(予約制)	日常生活上の相談	月・水・金曜の午後1時～4時 ※予約は当日の午前9時から電話で市民相談課へ
家事相談	相続・離婚などの家庭問題(調停中は相談不可)	月・水・金曜の午前9時半～正午
交通事故相談	交通事故に関する損害賠償などの問題	月曜～金曜の午前9時～正午、午後1時～3時
建築相談	建築についての法規・技術や近隣とのトラブル	火曜の午後1時～4時
公正証書相談	遺言や各種契約などの公正証書作成の指導	第1・3水曜の午後1時～4時
国・県の行政相談	国・県への苦情、要望など	第2・4水曜の午後1時～4時
登記・境界相談	不動産の異動に伴う登記・境界などの問題	第1・3木曜の午後1時～4時
不動産相談	借地・借家・不動産売買などの問題	第2・4木曜の午後1時～4時
人権相談	住宅・結婚・就職などに関する差別や嫌がらせ	第1・3木曜の午後1時～4時(受付は3時半まで)
心配ごと相談	悩みごと全般	木曜の午後1時～4時(受付は3時半まで)

お断りすることがあります(法律相談の相談時間は1人20分程度。定員あり)。  
申込・問合せは市民相談課(0798・353100)へ。  
320(心配ごと相談は西宮市社会福祉協議会(0798・343363)へ。

## 国民健康保険

# 特別徴収のお知らせ

### □座振替の選択も可能

市は、年金を受給している65歳以上の人の国民健康保険の被保険者を対象に、保険料の「特別徴収(年金からの天引き)」を実施しています。次の①～④全ての要件に該当する世帯の世帯主は特別徴収になります。

問合せは国民保課(0798・353156)へ。

### 特別徴収の方法

特別徴収の対象になる年金は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金のいずれかです。

すでに特別徴収している人、4月から新たに特別徴収を開始する人は、4・6・8月は前年度の保険料を基に仮徴収します(8月分については変更になる場合あり)。その後確定した保険料から仮徴収額を引いた残額を、10・12月、来年2月の特別徴収で本徴収します。ただし、確定した保険料よりも仮徴収額が多かった場合には過納額を還付します。

## 後期高齢者医療制度

# 仮徴収額が決定

市は、4月から新たに後期高齢者医療制度の特別徴収(年金からの天引き)を開始する人に「仮徴収額決定通知書」を送付しました。

これらの人は平成22年中の所得を基に保険料を仮計算し、4・6・8月に特別徴収します。すでに特別徴収している人は、2月に特別徴収された額と同額を仮徴収します。ただし、4月以降の保険料が変更になる人には「仮徴収額変更決定通知書」を送付しました。

なお、6月以降に仮徴収額が変更になる人には5月以降に「仮徴収額変更決定通知書」を送付します。また、10月以降の特別徴収(本徴収)額は7月中旬に通知します。

問合せは高齢者医療保険課(0798・353110)へ。

◆平成24・25年度後期高齢者医療保険料率等が決定 均等割額4万6003円(前年度比2079円増)、所得割率9.14%(0.91%増)、賦課限度額(年額)55万円(5万円増)に。詳しくは本紙7月10日号でお知らせする予定です

## はり・きゅう・マッサージ補助券

# 70歳以上に交付



市は、平成24年度分「はり・きゅう・マッサージ補助券」を交付しています。交付は来年3月20日(利用は31日)まで。補助券は5枚づつで、「西宮市はり・きゅう・マッサージ指定施術所」で健康保険適用外の施術を受ける時に、1枚で1回1000円を補助します。

問合せは高齢福祉課(0798・353077)へ。

【対象】平成24年4月1日現在、市内に住民登録か外国人登録をしている70歳以上の人

【申請方法】印鑑と身分を証明できるもの(健康保険証など)を持参し、高齢福祉課(市役所本庁舎1階)各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(受付は月曜～金曜の午後5時半まで)へ来所を。申請は年度中に1人1回のみ。※代理申請の場合は、対象者の印鑑と身分を証明できるもの(または委任を証明する書類)に加えて、代理人の印鑑と身分を証明できるものが必要

また、10月から新たに特別徴収に切り替わる人は、6月～9月は普通徴収になります。なお、年度途中に保険料の変更があった場合、その年度の特別徴収は中止となる場合があります。

### □座振替の選択

特別徴収の対象になる人が口座振替を希望する場合、別途手

続きが必要になります(新たに特別徴収になる人で、現在保険料を口座振替で納めている人も手続きが必要です)。

10月から特別徴収の対象になると思われる人には、4月中旬に手続きについての案内を送付します。また、今後特別徴収の対象になる人にも順次案内を送付していきます。口座振替を希望する場合は、案内に従って手続きしてください。一度手続きをすると口座振替が継続されます。

## インフォメーション

### 市から

### 3月市議会が閉会

3月定例市議会は、「平成24年度西宮市一般会計予算」など議案69件を可決するなどして、3月26日に閉会しました。この中で、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意しました。代表・一般質問の内容などが概要は、5月9・10日に戸別配布する「西宮市議会だより」に掲載します。

### 関係事務が市に移譲

介護保険法等法令の改正に伴い、4月から、県がこれまで行っていた介護保険・障害福祉サービス事業所の指定・更新・指導監査などの事務が市に移譲されました。

なお、業務管理体制に係る届出および検査は、引き続き県が行います。

問合せは居宅系サービスの指定等は介護保険課(0798・353152)、施設系サービスの指定等は健康福祉計画課(0798・353080)へ。

### 北口図書館

### 開館時刻早まる

4月から、北口図書館の開館時刻が午前10時から午前9時に変更となりました。

### 中間改定しました

### 男女共同参画プラン

市は、「西宮市男女共同参画プラン(中間改定)」を策定しました。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のDVに関する部分を「西宮市DV対策基本計画」と位置付けるなど、今後5年間の取り組みを示すものです。

この計画や計画に対するパブリックコメントの実施結果は男女共同参画センター ウェーブ、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで閲覧できるほか、市のホームページ(市政情報)参画と協働)にも掲載しています。

### パブリックコメント

### 実施結果を公開

市は、①「第9次西宮市交通安全計画(素案)」②「(仮称)生物多様性にしのみや戦略(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果を公表します。意見の概要と市の考えなどをまとめたものを、4月10日～5月11日に各担当課、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで閲覧できるほか、市のホームページ(市政情報)参画と協働)にも掲載します。

【担当】①は交通安全対策課(市役所本庁舎6階)0798・3533806、②は環境学習都市推進課(市役所本庁舎8階)0798・3533039

### ◆西宮市森林整備計画を決定

計画は農政課(市役所東館7階)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで閲覧できるほか、市のホームページ(市政情報)総合計画と部門別計画)にも掲載。計画案の縦覧で寄せられた市民の皆さんの意見と、それに対する市の見解を併せて公表。問合せは農政課(0798・353329)へ。

### ◆福祉医療費助成制度における所得判定単位の見直し(世帯合算)についてお知らせを送付

送付時期は4月中旬。対象は老人医療を除く各福祉医療費助成制度の受給者(所得超過により現在、資格停止中の人も含む)。問合せは医療年金課(0798・353131)へ。